

施行 令和 6 年 12 月 20 日

一般社団法人日本地球化学会  
若手スタートアップ奨励金に関する規程

(目的)

第 1 条 本規程は、若手地球化学者支援を目的とした日本地球化学会 若手スタートアップ奨励金（以下、「奨励金」という。）について定めるものである。

(支給対象)

第 2 条 奨励金を受け取ることができるのは、募集年の 4 月 1 日において満 35 歳未満（育児休暇など、研究活動に中断期間がある場合は配慮する。）、かつ、募集年の前年の 4 月 1 日以降に新たな環境で地球化学研究を開始した日本地球化学会（以下、「学会」という。）の博士の学位を有する正会員（学生会員を含まない。）とする。ただし、応募時において、他の助成金制度等により既に助成を受けている、あるいは受けることが確定している者は奨励金の対象外とする。また、同一会員の受給は 1 回とする。

(金額、件数、期間及び用途)

第 3 条 奨励金の支給額は 1 件 20 万円以内とし、年 1 件程度とする。

2 奨励金の使用期間は、支給日の翌年の 11 月末までとする。

3 奨励金の用途は、被支給者が開始する地球化学研究に資するものとし、承認された研究題目に沿ったものに限る。間接経費やオーバーヘッド等、所属機関の一般管理費に用いることは認めない。

(募集)

第 4 条 奨励金は公募とし、公募要領及び申請書様式を学会ウェブサイトを通じて会員に告示する。

(申請)

第 5 条 奨励金を受けようとする者は、所定の様式の申請書を学会へ提出する

(選考委員会)

第 6 条 支給対象者の選考は、鳥居・井上基金委員会の委員から構成される小委員会が行う。小委員会には理事を若干名加えることができる。

2 小委員会の委員と申請者との関係が深い（親族、共同研究者、同一研究室に属する

者等)と判断される場合は、当該委員は該当する件の選考に関与しないこととする。  
それにより減数した委員の補充は行わない。

#### (支給対象者の決定)

第7条 日本地球化学会理事会(以下、「理事会」とする。)は、小委員会から推薦された支給対象者について、支給の可否及び支給額について審議・決定する。

2 学会は、理事会が支給を決定した者に、支給額を含む結果を通知し、支給申請書及び誓約書の提出を求める。

#### (奨励金の支給)

第8条 学会は、支給対象者から支給申請書および誓約書が提出された後、決定された金額を所要の手続きを終え次第、速やかに支給する。

#### (被支給者の義務)

第9条 決定された奨励金を辞退する場合は、被支給者は速やかに学会へ連絡し、既に入金されている場合は返金する。

2 被支給者は、奨励金の使用期間が終了した後、指定された期日までに会計報告をする。場合によっては領収書や所属機関の経理台帳の写しなど、証明書類の提出を求めることがある。

3 被支給者は、使用期間中に研究を中止せざるを得なくなった場合も含め、受給した奨励金に余剰が発生した場合は、会計報告前に速やかに学会へ返金する。

#### (成果報告)

第10条 被支給者は、奨励金の使用期間が終了した後、指定された期日までに研究成果報告書を提出する。

2 被支給者は、成果の概要を学会ウェブサイトあるいは日本地球化学会ニュースレターで報告する。

3 年次講演会や学術論文等で、本奨励金に関連した内容の研究成果を公表する際は、本奨励金(日本語名:日本地球化学会若手スタートアップ奨励金, 英語名: GSJ Young Scientist Start-up Scholarship)の支援を受けたことを明記する。

#### (受給資格の失効)

第11条 被支給者の申請書に虚偽があったことが判明した場合や、その他重大な問題を有していると理事会が判断した場合は、被支給者は受給資格を失効し、本研究費の全額を学会に返金しなければならない。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、令和6年12月20日より施行する。